

## 通帳発行形態に関する特約

### 1【この特約の適用範囲】

この特約は、当行と預金契約を締結する個人（以下「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座について、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加えて適用されます。

### 2【通帳発行形態の選択・変更】

- (1) 普通預金口座の利用にあたって、預金者は、通帳不発行方式と通帳発行方式のいずれかの形態を選択するものとします。また通帳の発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。

当行が別途表示する一定の期間記帳が行われていないこと等の当行所定の条件に該当する場合には、当行は、預金者の同意を得ることなく、通帳発行形態を通帳発行方式から通帳不発行方式に変更できるものとします。ただし、預金者が通帳発行方式への再変更を希望するときには、当行所定の手続きにより通帳発行方式に再変更することができるものとします。

- (2) 普通預金口座を通帳不発行方式にする場合（通帳発行方式を通帳不発行方式に変更する場合を含みます。）は、当行所定の基準に基づき、預金者が当該普通預金口座と同一の取引店に有する他の種別の預金口座の一部もしくは全部についても、通帳不発行方式に変更するものとします。
- (3) 普通預金口座およびその他の預金口座を通帳不発行方式に変更する場合には、通帳不発行方式に変更する前の通帳については通帳不発行方式に変更した時点で使用できなくなりますので、直ちに当店に提出してください。
- (4) 普通預金口座を通帳不発行方式から通帳発行方式へ変更する場合は、当該普通預金口座に加え前記(2)の対象となった他の種別の預金口座についても、通帳発行方式に変更するものとします。

前記に際し、預金者は当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。

普通預金口座を解約した後、前記(2)により通帳不発行方式に変更した他の種別の預金口座を通帳発行方式に変更する場合にも、預金者は、当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。

### 3【通帳不発行方式の場合の特約】

- (1) 普通預金口座を通帳不発行方式にする場合には、必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 通帳不発行方式の預金については、定期的なお取引明細の送付等はいりません。
- (3) 普通預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。また、前記 2(2)に基づき通帳不発行方式に変更した預金を払戻すときまたは解約するときも同様とします。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の払戻しまたは解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (4) 前記(3)の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。

### 4【規定の変更等】

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相応の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相応な期間を経過した日から適用される

ものとして。

以上  
(2019年3月7日現在)